

- 入居定員が10人を超えるユニットの数は、当該施設の総ユニット数の半数以下であること。
- ④ ユニットの入居定員に関する既存施設の特例
- 平成15年4月1日に現に存する指定介護老人福祉施設（建築中のものを含む。）が、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合にあつては、施設を新增築したり、改築したりする場合に比べて、現にある建物の構造や敷地などの面で、より大きな制約が想定されることから、上記③の口の要件は適用しない。
- また、平成15年4月1日に現に存する指定介護老人福祉施設（建築中のものを含む。）が同日において現にユニットを有している（建築中のものを含む。）場合は、当該ユニットについては、上記③は適用しない。ただし、当該ユニットが改築されたときは、この限りでない。
- ⑤ 居室の床面積
- 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箪笥などの家具を持ち込むことを想定している。
- このため、一の居室の床面積は、1.3. 2平方メートル以上（居室内外に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）を標準とすることとしている。
- ここで「標準とする」とは、1.3. 2平方メートル以上とすることが原則であるが、平成15年4月1日に現に存する指定介護老人福祉施設が、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められたときには、上記の趣旨を損なわない範囲で、1.3. 2平方メートル未満であっても差し支えないという趣旨である。
- なお、平成15年4月1日に現に存する指定介護老人福祉施設が同日において現に存しているユニット（同日以降に改築されたものを除く。）にあつては、1.0. 6.5平方メートル以上であれば足りるものとする。

- また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に2人部屋とするときは21・3平方メートル以上を標準としていることにについても、上記と同様の趣旨である。
- (5) 共同生活室(第1号口)
- ① 共同生活室は、いざれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものでなければならない。このためには、次の2つの要件を満たす必要がある。
- イ 他のユニットの入居者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになつていること。
- ロ 当該ユニットの入居者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形狀が確保されていること。
- ② 共同生活室の床面積
- 共同生活室の床面積について「標準とする」とされている趣旨は、居室の床面積について上記(4)の⑤にあるのと同様である。
- ③ 共同生活室には、要介護者が食事をしたり、談話等を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の備品を備えなければならない。
- また、入居者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるようにする観点から、簡易な流し・調理設備を設けることが望ましい。
- (6) 洗面設備(第1号口)
- 洗面設備は、居室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適當設けることとしても差し支えない。この場合にあっては、共同生活室内の1ヶ所に集中して設けるのではなく、2ヶ所以上に分散して設けることが望ましい。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。
- (7) 便所(第1号二)
- 便所は、居室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適當設けることとしても差し支えない。この場合にあっては、共同生活室内の1ヶ所に集中して設けるのではなく、2ヶ所以上に分

散して設けることが望ましい。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とも混在させても差し支えない。

(8) 浴室（第2号）

浴室は、居室のある階ごとに設けることが望ましい。

(9) 廊下（第4号）

小規模生活単位型特別養護老人ホームにあっては、多数の入居者や従業者が日常的に一度に移動することはないことから、廊下の幅の一律の規制を緩和する。

ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、アルコープを設けることなどにより、入居者、従業者等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。

このほか、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の廊下の幅については、第3の2を準用する。この場合において、第3の2中「静養室」とあるのは「共同生活室」と読み替えるものとする。

(10) 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の設備については、上記の(1)から(9)までによるほか、第3の1を準用する。

4 利用料等の受領

(1) 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者から、ユニットの提供を行うことによる費用の額の支払を受けたことができるが、この取扱について、「小規模生活単位型指定介護老人福祉施設等の居住費について」(平成15年〇月〇日老計発第〇〇〇〇号、老健発第〇〇〇〇号、老健発〇〇〇〇号、厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知)を参照すること。

(2) 第4の7((3)の①を除く。)は、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において第4の7の(1)中「基準省令第9条」とあるのは「基準省令第41条」と読み替えるものとする。

5 指定介護福祉施設サービスの取扱方針

(1) 基準省令第42条第1項は、基準省令第39条第1項の基本方針を受けて、入居者へのサービスの提供は、入居者が自律的な日常生活を営むことできるよう支援するものとして行われなければならないことを規定したものである。

入居者へのサービスの提供に当たっては、入居前の居宅における生活と入居後の生活が重複したものとなるよう配慮することが必要であり、このため職員は、一人一人の入居者について、個性、心身の状況、入居に至るまでの生活歴とその中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助しなければならない。

なお、こうしたことから明らかなように、入居者の意向に関わりなく集団で行うゲームや、日常生活動作にない動作を通じた機能訓練など、家庭の中では通常行われないことを行うのは、サービスとして適当でない。

(2) 基準省令第42条第2項は、基準省令第39条第1項の基本方針を受けて、入居者へのサービスの提供は、入居者がユニットにおいて相互に社会的関係を築くことができるよう、それぞれ役割を持つて生活を営めるように配慮して行わなければならないことを規定したものである。

このため職員は、入居者相互の信頼関係が醸成されるよう配慮することが必要であるが、同時に、入居者が他の入居者の生活に過度に干渉し、自律的な生活を損なうことのないようにすることにも配慮が必要である。

6 介護

(1) 基準省令第43条第1項は、介護が、基準省令第42条第1項及び第2項の指定介護福祉施設サービスの取扱方針を受けた適切な技術をもつて行わなければならないことを規定したものである。

自律的な日常生活を営むことを支援するという点では、入居者の日常生活への援助が過剰なものとなることのないよう留意する必要がある。

また、入居者が相互に社会的関係を築くことを支援するという点では、単に入居者が家事の中で役割を持つことを支援するにとどまらず、例えば、入居者相互の間で、頼り、頼られるといった精神的な面での役割が生まれることを支援することにも留意する必要がある。

(2) 基準省令第43条第2項の「日常生活における家事」には、食事の簡単な下準備や配膳、後片付け、清掃やゴミ出しなど、多様なもののが考えられる。

(3) 基準省令第43条第3項は、入浴が、単に身体の清潔を維持するだけではなく、入居者が精神的に快適な生活を営む上でも重要なものであることから、こうした観点に照らして「適切な方法により」これを行うこととすることともに、同様の觀点から、一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施など入居者の意向に応じることができるだけの入浴機会を設けなければならないことを規定したものである。

(4) 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設における介護については、上記の(1)から(3)までによるほか、第4の1.1の(3)から(6)までを準用する。この場合において、第4の1.1の(6)中「第6条」とあるのは「第7条」と読み替えるものとする。

7 食事

(1) 基準省令第44条第3項は、基準省令第42条第1項の指定介護福祉施設サービスの取扱方針を受けて、食事は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に提供しなければならないこと、また、施設側の都合で急かしたりすることなく、入居者が自分がペースで食事を摂ることができるよう十分な時間を確保しなければならないことを規定したものである。

(2) 基準省令第44条第4項は、基準省令第39条第1項の基本方針を受けて、入居者の意思を尊重し、また、その心身の状況に配慮した上で、できる限り離床し、共同生活室で食事を摂ることができるよう支援しなければならないことを規定したものである。

その際、共同生活室で食事を摂るよう強制することはあってはならないので、十分留意する必要がある。

(3) 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設における食事については、上記の(1)及び(2)によるほか、第4の1.2の(1)から(5)までを準用する。

8 社会生活上の便宜の提供等

(1) 基準省令第45条第1項は、基準省令第42条第1項の指定介護福祉施設サービスの取扱方針を受けて、入居者一人一人の嗜好を把握した上で、それに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、同好会やクラブ活動などを含め、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならないことを規定したものである。

(2) 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の居室は、家族や友人が来訪・宿泊するのに適した個室であることから、これらの方ができる限り気軽に来訪・宿泊することができるよう配慮しなければならない。

(3) 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設における社会生活上の便宜の提供等については、上記の(1)及び(2)によるほか、第4の14の(2)から(4)までを準用する。この場合において、第4の14の(2)中「同条第2項」とあるのは「第45条第2項」と、同(3)中「同条第3項」とあるのは「第45条第3項」と、同(4)中「同条第4項」とあるのは「第45条第4項」と読み替えるものとする。

9 運営規程（基準省令第46条）

(1) 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額（第5号）

「指定介護福祉施設サービスの内容」は、入居者が、自らの生活様式や生活習慣に沿つて自律的な日常生活を営むことができるように、一日の生活の流れの中で行われる支援の内容を指すものであること。

また、「その他の費用の額」は、基準省令第41条第3項により支払を受けることが認められている費用の額を指すものであること。

(2) 第4の22の(1)及び(3)から(5)までは、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第4の22中「基準省令第23条」とあるのは「基準省令第46条」と、「同条第1号から第7号まで」とあるのは「同条第1号から第8号まで」と、同(3)中「第5号」とあるのは「第6号」と、同(4)中「第6号」とあるのは「第7号」と、同(5)中「第7号」とあるのは「第8号」と読み替えるものとする。

10 勤務体制の確保等

(1) 基準省令第47条第2項は、基準省令第42条第1項の指定介護福祉施設サービスの取扱方針を受けて、従業者の勤務体制を定めるに当たっては、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならないことを規定したものである。

これは、従業者が、一人一人の入居者について、個性、心身の状況、生活歴などを具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に

援助するためには、いわゆる「馴染みの関係」が求められる事によることである。

(2) 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設における介護職員等の勤務体制については、次の配置を行なうことが望ましい。

① 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

② 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設における勤務体制の確保については、上記の(1)及び(2)によるほか、第4の23を準用する。この場合において、第4の23中「第24条」とあるのは「第47条」と、同(3)中「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、同(4)中「同条第3項」とあるのは「同条第4項」と読み替えるものとする。

1.1 準用

基準省令第49条の規定により、基準省令第4条から第8条まで、第10条、第12条、第15条、第17条から第22条の2まで及び第26条から第37条までの規定は、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設について準用されるものであるため、第4の1から6まで、8、10、13、15から21まで及び24から32までを参照されたい。この場合において、第4の10の(5)のなお書きは、「なお、ここでいう指定介護福祉施設サービスの内容は、入居者が自らの生活様式や生活支援に沿つて、自立的な日常生活を営むことができるようにな、1日の生活の流れの中で行われる支援の内容を指すものである。」と読み替えるものとする。

第6一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設

1 第6章の趣旨

平成15年4月1日に現に存する指定介護老人福祉施設（建築中のものを含む。）が、その建物を同日以降に改修、改築又は増築して施設の一部にユニットを造り、ユニットケアを行う場合、また、同日において現に存する指定介護老人福祉施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有している（建築中のものを含む。）ユニットで施設の一

部においてユニットケアを行う場合は、これを一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設とし、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第1章、第3章及び第4章ではなく、第6章に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、 <u>第2章（基準省令第2条）</u> に定めることによるので、留意すること。
<u>2 基本方針</u>
基準省令第51条は、一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の基本方針は、ユニット部分には小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の基本方針（基準省令第39条）に、また、それ以外の部分にあつては指定介護老人福祉施設の基本方針（基準省令第1条）に定めることによることを規定したものである。 これを受けて、設備、利用料等の受領、指定介護福祉施設サービスの取扱方針、介護、食事、社会生活上の便宜の提供等、勤務体制の確保等及び定員の遵守について、基準省令第52条から第57条まで、第59条及び第60条に、ユニット部分の基準とそれ以外の部分の基準を規定している。
<u>3 運営規程（基準省令第58条）</u>
入居（入所）定員並びに指定介護老人福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額については、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれについて明らかにしなければならない。
<u>4 従業者の配置の基準等</u>
(1) 基準省令第2条第1項第3号イに規定する基準は、ユニット部分とそれ以外の部分のそぞれぞれで満たさなければならぬ。 (2) 日中にユニット部分の入居者に対するサービスの提供に当たる介護職員又は看護職員が、その時間帯においてそれ以外の部分の入所者に対してサービスの提供を行う勤務体制とすることは、望ましくない。
<u>5 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設のユニット部分について</u> は第5に、また、それ以外の部分については第2から第4までに、それぞれ定めることによる。